一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県佐野市、千葉県山武市及び東京都昭島市
二　地域再生計画の名称　「クリケットのまち」連携強化によるスポーツツーリズム推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県佐野市、千葉県山武市及び東京都昭島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県加賀市、福井県勝山市、あわら市及び坂井市並びに吉田郡永平寺町
二　地域再生計画の名称　越前加賀広域インバウンド推進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県加賀市、福井県勝山市、あわら市及び坂井市並びに吉田郡永平寺町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県加賀市及び熊本県
二　地域再生計画の名称　IoTを核とした人材育成と実証による産業創出イノベーション推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県加賀市及び熊本県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県名張市、奈良県宇陀市、宇陀郡曽爾村及び御杖村
二　地域再生計画の名称　広域連携ＤＭＯ設立による「新しい人」の流れ創出事業
三　地域再生計画の区域の範囲　三重県名張市、奈良県宇陀市、宇陀郡曽爾村及び御杖村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大阪府柏原市、奈良県香芝市及び生駒郡三郷町並びに北葛城郡王寺町
二　地域再生計画の名称　万葉ロマンの地を巡る観光ルート整備事業
三　地域再生計画の区域の範囲　大阪府柏原市、奈良県香芝市及び生駒郡三郷町並びに北葛城郡王寺町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県米子市、境港市、島根県松江市、出雲市及び安来市
二　地域再生計画の名称　地域再生「中海・宍道湖・大山圏域ブランド化推進プロジェクト」～山陰まんなか共和国の挑戦～
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県米子市、境港市、西伯郡日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野郡日南町、日野町、江府町、島根県松江市、出雲市及び安来市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県米子市、境港市、島根県松江市、出雲市及び安来市
二　地域再生計画の名称　地域再生「中海・宍道湖・大山圏域のローカルＴｏグローバルイノベーション」～産学・医工連携の先進圏域を目指して～
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県米子市、境港市、西伯郡日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野郡日南町、日野町、江府町、島根県松江市、出雲市及び安来市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県西条市並びに上浮穴郡久万高原町及び高知県吾川郡いの町
二　地域再生計画の名称　石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業
三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県西条市並びに上浮穴郡久万高原町及び高知県吾川郡いの町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県うきは市及び大分県日田市
二　地域再生計画の名称　筑後川上流域の森林空間・森林資源を活用した、域内経済循環を高める自立・広域的産業クラスターの形成